

## 小委員会における「動物取扱業の適正化」に係るこれまでの主な意見

### 1. 深夜販売（深夜販売禁止等の具体的数値規制の検討）

#### 販売時間（展示時間や休息時間等の具体的数値規制の検討）

- ・ 生体の深夜展示や長時間の連続展示には問題が大きく、何らかの規制をすべき。（生体展示を禁止すべき時間帯、生体総展示時間・休息時間の決め方、対象（犬猫に絞るか哺乳類全体とするか）等については要検討。）

### 2. 移動販売（特定の店舗を持たない販売形態規制の検討）

- ・ 移動中及び移動先（販売場所）の環境に問題がある場合が多く、しっかりした基準を作って遵守させるべき。

※ 移動販売という販売方法そのものを禁止にすることは困難。

### 3. インターネット販売（対面販売を行わない販売形態規制の検討）

- ・ 販売者も購入者も現物確認しないことが問題であり、対面販売、対面説明を義務付けるべき。（自治体側の規制取締の実行可能性について要検討。）

※ インターネット販売という販売方法そのものを禁止にすることは困難。

### 4. オークション市場（動物取扱業に含める必要性等の検討）

- ・ 動物取扱業として法律の体系の中を含め、基準や監視する仕組みの構築が必要。

### 5. 犬猫幼齢動物の販売日齢（販売日齢制限の具体的数値規制の検討）

- ・ 日齢等の数値規制はせず、繁殖状況適正化等の規定を作る考え方もある。
- ・ 業界の自主規制（現状およそ40日齢、当面の目標45日齢）に任せるべき。
- ・ 犬猫について、親兄弟姉妹と離してよい日齢について定めるとすれば、45日齢とすべき／7週齢（49日齢）とすべき／8週齢（56日齢）とすべき

### 6. 繁殖制限措置（繁殖年齢や回数の制限等の具体的数値規制の検討）

- ・ 繰り返しの繁殖は母体への健康影響が大きく数値規制すべき。
- ・ 犬種によっても適切な繁殖時期・頻度等は異なるので数値規制すべきでない。

### 7. 飼養施設（犬猫のケージの大きさ等の具体的数値規制の検討）

- ・ 数値規制の必要性は認めるが、科学的根拠があまりない。
- ・ 悪臭（アンモニア濃度）等の一部の項目だけでも数値規制を行うべき。

**8. 業種追加の検討（動物の死体火葬・埋葬業者）**

- ・ 現行法では動物は「命あるもの」としており、死体を含むことに違和感がある。
- ・ 問題が生じているのはごく一部の地域に限られており、全国一律規制ではなく、条例で対応すべきもの（業務量増加により生きた犬猫の対策が疎かになるおそれ。）。
- ・ 生命倫理の観点からすると死んだ動物でも礼節をもって取り扱う必要があり、現行法に普通に含めてよい。

**9. 業種追加の検討（両生類・魚類販売業者）**

- ・ 放流等の問題以外に、犬猫で生じているような大きな問題は生じていないので、追加する必要性はない（業務量増加により犬猫の対策が疎かになるおそれ。）。
- ・ 放流等を未然に防ぐために、業に追加し、販売時説明義務を課すべき。

**10. 業種追加の検討（老犬・老猫ホーム、動物愛護団体）**

- ・ 動物取扱業として法律の体系の中を含め、基準や監視する仕組みの構築が必要。

**11. 関連法令違反時の扱い（動物関連法令に違反した際の登録拒否等の検討）**

- ・ 種の保存法等の動物関連法令に違反した際の登録拒否・取消要件を追加すべき。

**12. 登録取消強化（登録取消を現状より容易にできる取消制度の強化の検討）**

- ・ 現行法でも違反していれば取消できる条文となっており、あとは運用の問題。

**13. 業種緩和の検討（動物園・水族館の緩和検討）**

- ・ 緩和（現行の「展示業」から外すこと）の必要性はない。

**14. 動物取扱責任者研修の緩和（回数や動物園水族館・動物病院の扱い検討）**

- ・ 動物園水族館や動物病院への責任者設置義務規定は外してもよい。
- ・ 一口に動物園といっても飼育のプロとは思えない園もあり、責任者設置義務規定を外す必要性はない。
- ・ 研修の回数（現行法は年1回の受講義務）の緩和は、代替措置次第。

**15. 販売時説明義務の緩和（犬猫以外の小動物等での説明義務項の緩和の検討）**

- ・ 緩和の必要性はない（小動物でも犬猫と同等の説明必要。）。

**16. 登録制の検討（登録制から許可制に強化する必要性の検討）**

- ・ 許可か登録かという形式的な議論ではなく、基準が要である。